〇 主文

原判決中控訴人敗訴部分を取消す。 右取消部分にかかる被控訴人の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴代理人は主文同旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上および法律上の主張並びに証拠の提出、援用、認否は原判決事 実摘示のとおりである。

〇 理由

被控訴人はAから金二、八〇〇万円を受領したことに関し、函館市長から金四、〇 五八、八〇〇円の道市民税を賦課され、これを納付ずみであるから、被控訴人につき国税徴収法第三九条に規定する「受けた利益の限度」を算定するに当つては右道 市民税と同額を控除すべきであると主張するので、この点について検討する。国税徴収法第三九条に規定する第二次納税義務の制度は、形式的には第三者に財産 が帰属しているが、実質的にはなお納税者(滞納者)にその財産が帰属していると 認めても公平を失しないような場合に、その形式的な権利の帰属を否認しながら、 しかも私法秩序を乱すことを避けつつ、形式的に権利が帰属している者に対して補 充的に納税義務を負担させることによつて租税徴収の確保を図ろうとする制度であ ると解される。ところで第二次納税義務者が負うべき納税義務の範囲につき、同条は「処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係であるときは、これらの処分により受けた利益の限策となって、その滞納に係る国税の第二次納税美務を負う。」旨を規定している 度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。」旨を規定している が、右にいう「受けた利益」とは、上に説明した同条の規定の趣旨にかんがみ、財 産の処分がなされた時点における当該受益財産の客観的価値を指すものと解すべ く、右財産の取得に要した直接の費用、例えば契約の対価、契約費用、登録免許税 等は右財産の価額から控除されるべきであるが、道市民税は、受益財産の取得によ る所得のみならず、他の所得およびその計算上生じた損失との関連において課税標 準が異動するのであつて、受益財産の取得に関して賦課された道市民税であつて も、これを受益財産の取得に要した直接の費用とはいうことができないから、前記 「受けた利益の限度」の算出に当つて道市民税の金額を受益財産の価額から控除す べきものではないと解するのが相当である。いま、もし仮に「受けた利益の限度」 の算出にあたり、受益財産取得の結果賦課された道市民税を控除すべきものであるとすると、上記国税徴収法第三九条の規定に基く第二次納税義務告知処分は、当該 財産の処分行為がなされた後に直ちになし得るのであるから、道市民税が確定して いない段階において右処分をすることを妨げないのであるが、かかる場合には道市 民税を見込で控除しなければならないという不都合を生じるばかりでなく、受益者 が他にも所得がある場合は、このことによつて道市民税額が変動するのであるか 年度の途中においては控除額の決定は不可能となり、更に申告期限後において も争訟手続を経て税額が変更することもあり得るのであるから、この場合には、 旦なされた第二次納税義務告知処分の内容を変更しなければならないという不都合

を生じ、事実上第二次納税義務告知処分をすることができないという不合理な結果 をも招きかねないのである。

以上の理由により、国税徴収法第三九条にいう受益財産の取得により「受けた利益の限度」を算定するに当ては、右受益財産を取得した結果賦課されることをものでは、右受益財産を取得した結果賦課されると解するとが相当である。而して、被控訴人が滞納者であるAの特殊関係者に該当すをとるこのが相当である。而した本件土地の売却代金中から金五三、1の国税の関係の国税の基別では、このためAの原判決添付別表(一)記載1および2の国税の機切である、ため、控訴人が被控訴人に対し国税徴収法第三九条の規定に基別の場合とおりであり、いずれもさきに引用したの理由において説明するとおりであり、いずれも適法というであるがよりけた利益の範囲内でなされたものであり、いずれも適法というであるがよりけた利益の範囲内でなされたものであり、いずれも適法というであるがよりけた利益の範囲内でなされたものであり、いずれも適法というであるがは失当であるがよりによってあるがは失当である被控訴との規定によって表別によって表別による。とおり、により、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、大きの規定を適用し、対象の規定を適用し、対象の規定を適用し、対象の規定を適用し、対象の規定を適用し、対象の規定を適用し、対象の規定を通知されている。

(裁判官 平賀健太 安達昌彦 後藤文彦)